## NPO 法人新現役ネット

# 技術総合支援グループ規約

### 第1章 総則

(名称及び性格)

第1条 本グループは NPO 法人新現役ネット技術総合支援グループと称し、特定非営利 活動法人(以下「NPO法人」という)新現役ネットの下部組織として活動を 行う。

(事務所)

第2条 本グループは事務所をNPO法人新現役ネット事務局内におく。

### 第2章 目的及び活動

(目的)

- 第3条 本グループは企業その他の組織体経験者で組織し、その現役時代に培った豊富 な知見及び人脈の社会的還元を行い、更に会員の豊かな人生の構築を目的とする。 (活動及び事業)
- 第4条 本グループは、第3条の目的を達成するため、以下の活動及び事業を行う。
  - (1) 中小企業支援
  - (2) フォーラムの開催
  - (3) 経営冊子の発行
  - (4) 本グループ独自の研究開発テーマの設定と、その評価検討
  - 2. 前各号に掲げるものの他、本グループの目的を達成するために必要な活動及 び事業

#### 第3章 会員

(会員の種別)

- 第5条 本グループの会員は正会員と賛助会員とする。
  - 2. 正会員は本グループの目的に賛同し、入会手続きを終了した個人とする。
  - 3. 賛助会員は本グループの目的、活動及び事業を賛助する団体とする。

(入会)

- 第6条 本グループに正会員として入会を希望する者は、原則としてNPO法人新現役 ネットの正会員でなければならない。
  - 2. 本グループに正会員として入会するには、運営委員会の承認を経て、年会費 を納入しなければならない。

(除名)

- 第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、本グループは当該会員を除名することができる。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 本グループの名誉を傷つけ、又は本グループの運営に支障を及ぼすと認められたとき
  - (3) 会費を1年以上滞納したとき

#### 第4章 役員

(役員の種別)

- 第8条 本グループに以下の役員をおく。
  - (1)代表 1名
  - (2)副代表 2名以内
  - (3) 監査人 2名以内

(役員の選任)

- 第9条 役員は次の方法により選任する。
  - (1) 代表は第12条に定める運営委員の互選によって定める。
  - (2) 副代表は原則として代表が任命する。
  - (3) 監査人は運営委員会が正会員の中から選出する。

(職務)

- 第10条 代表は本グループを代表し、業務を統括する。
  - 2. 副代表は代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代行する。
  - 3. 監査人は本グループの活動と財務状況を監査し、本規約に著しく違反する事 実を発見した場合には、総会に報告する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第5章 会議

(種別)

- 第12条 本グループの会議は総会と運営委員会とする。
  - 2. 総会は年次定期総会と臨時総会とする。

(開催)

- 第13条 年次定期総会は毎年1回開催する。
  - 2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 運営委員会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の3分の1以上の請求があった時

- (3) 第10条第3項の規定により、監査人から召集があったとき
  - 3. 運営委員会は代表が必要と認めたとき開催する。

(構成)

- 第14条 年次定期総会は正会員をもって構成する。
  - 2. 運営委員会は運営委員および代表が指名するものによって構成される。

(機能)

- 第15条 年次定期総会は次の事項を定める。
  - (1) 事業報告および決算報告
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3)役員の選出
  - (4) その他重要な事項

(定足数)

第16条 総会は正会員の3分の1以上の出席がなければならない。

(議決)

- 第17条 総会の議事は正会員の過半数をもって決する。
  - 2. 総会に出席できない正会員は表決を代表または他の正会員に委任することができる。
  - 3. 前項の規定により表決を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

#### (運営委員会)

- 第18条 本グループの活動方針の策定及びその業務推進を図る組織として運営委員会を置く。
- 2. 運営委員会は次項に基づき選任された運営委員により構成される。
- 3. 運営委員の選任は本人の意向に基づき運営委員会の承認を得るものとする。
- 4. 前項に定める運営委員会には具体的業務推進のため別途定める業務担当をおき、担当ごとに担当リーダーをおく。
- 5. 前項に定める担当リーダーの選任は、原則として代表の任命による。

## 第6章 資産及び会計

(資産及び会計)

- 第19条 本グループの資産は次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 年会費収入
  - (2) 寄付金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生じる収入
  - (5) その他
  - 2. 本グループの事業遂行に必要な経費はこれら資産をもって支弁する。

(事業年度)

第20条 本グループの事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

### 第7章 規約の変更ならびに解散

(規約の改定等)

第21条 本規約を変更しようとするときは、運営委員会の承認を経、なければならない。

(解散)

第22条 本グループを解散するには、総会の承認を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第23条 本グループの解散に伴う残余財産の処理方法は総会の決議による。

### 第8章 会員の個人情報の取扱い

(定義)

第24条 会員の個人情報とは、会員個人に関する情報であって、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等の会員個人を識別する情報、並びに身体、財産、職種、肩書等の会員個人の属性情報等を指す。

(利用目的の限定)

第25条 会員の個人情報は、会員同士の相互連絡等、本グループの円滑な運営に資する目的に限定して利用する。

(第三者提供の制限)

第26条 会員の個人情報は、個人情報保護法に則り、予め本人の同意を得ないで個人 データを第三者に提供してはならない。但し、法令に基づく場合、本人の生命、身体、 財産などの保護のために必要な場合を除く。

附則

(施行日)

1. 本規約の施行日は次のとおりとする。

平成14年4月23日 施行

平成14年6月30日 改定

平成15年3月17日 改定

平成17年2月22日 改定

平成17年4月14日 改定

平成20年4月15日 改定

平成24年6月19日 改定

平成27年3月 7日 改定

## NP0法人新現役ネット

## 技術総合支援グループ細則

(目的)

第1 条 NPO法人新現役ネット技術総合支援グループ規約に定める事項のうち、以下の 各条項については本細則に定めるとおりとする。

### (業務担当の種別)

- 第2条 本グループに、以下の業務担当を置く。
  - (1)総務担当
  - (2) 財務担当
  - (3)企業支援担当
  - (4) フォーラム担当
  - (5) 広報担当

#### (業務担当の役割)

- 第3条第2条に定めた各業務担当は代表の付託を受けて、それぞれの役割を所掌する。
  - 2. 各業務担当の役割は別途定める(GSSG担当役割及び担当メンバー)ところによる。

(業務担当リーダー及びメンバーの選任)

- 第4条 各業務担当リーダーは原則として代表が任命する。
  - 2. 各メンバーは当該者の希望を考慮し、代表が任命する。

(プロジェクトチーム)

- 第5条本グループに必要に応じ、本グループの正会員によるプロジェクトチームを設置することができる。
  - 2. プロジェクトチームのリーダーは原則として代表が任命する。

(顧問)

- 第6条本グループは顧問をおくことができる。
  - 2. 顧問は運営委員会の同意を得て委嘱する。
  - 3. 顧問は本グループの発展と社会的信用度の向上を図る目的で委嘱し、代表に意見を述べ、又は本グループに対し必要と認める事項につい助言する。

#### (細則の変更)

第7条 本細則の変更には運営委員会の議決を要する。

#### 付則

- 1. 年会費は6千円とする。
- 2. 慶弔規程
  - (1) GSSG 会員および OB 会員の慶弔は基本的には行わない。
  - (2) ただし、現職の代表が逝去した場合に限り、運営委員会に諮りこれを行なう事ができる。
  - (3) 上記の慶弔金は3万円を限度とし、その都度運営委員会で決める。
- 3. 経費等支払い規程

各種経費等支払い基準は別途定める(旅費交通費内規・寄付金に関する申し合わせ・フォーラム等講師謝礼金に関する内規)ところによる。

4. 本細則施行日は以下の通りとする。

平成14年4月23日 制定

平成15年3月17日 改定

平成23年1月25日 改定

平成23年9月20日 改定

平成24年6月19日 改定

平成27年3月 7日 改定